

建設時評

働き方改革と
建設技能労働者の処遇

一般財団法人 建築コスト管理システム研究所
総括主席研究員 岩松 準

昨年（2019年）6月の国会で所謂「新・担い手3法」（品確法と建設業法・入契法の一體的改正）が成立・公布された。働き方改革の推進、生産性向上への取組み等が国交省の重要な産業政策テーマとなっている。巨大で複雑、そして昔ながらの業態を維持する建設業では、次世代へと続く担い手の確保を目的に各層の変革努力を必要としている。

そもそも労働時間法制の大幅な見直し等を行った「働き方改革」については、2018年7月に公布された法律に基づいて、国全体で先行して取組まれている。労働基準法第32条では労働時間を1日8時間1週40時間と定め、超過分が時間外労働となる。一般企業でこの時間外労働の上限を月45時間、年360時間を原則とする改正労働基準法の一般則適用は、法律公布の翌年2019年4月（中小企業は1年後の2020年4月）から既に実施されている。この上限規制は罰則を伴う強力なものだ。しかし、建設事業では、自動車運転業務や医師等と共に5年の猶予期間が与えられ、時間外労働の罰則付き上限規制の適用は2024年4月からとなった。

* * *

ただ、国交省ではこれを座視するのではなく、既に2018年3月には必要施策をパッケージ化した「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定し、官民一体での改革に着手してきた。そこでの建設業内部の現状認識としては、「全産業平均と比べて年間300時間以上の長時

間労働」、「週休二日が十分確保されておらず」、そして、給与についても「製造業と比べて低い水準にある」という旧態依然の事実だ。この悪弊解決のため、目下、①長時間労働の是正、②給与・社会保険、③生産性向上という三分野の諸施策が展開中である。

一方の業界団体側としても前後して、「働き方改革行動憲章」（全建2017/9～）、「働き方改革4点セットの策定」（日建連2017/9～、うち「週休二日実現行動計画」2017/12～）、「統一土曜閉所運動」（同2018/4～）、「働き方改革の推進に関する行動計画」（日空衛2018/3～）、「働き方改革に向けた基本方針」（電設協2018/4～）等を相次いで発表した。このように国と呼応した各団体での働き方改革への取組みが進む。

* * *

国交省の働き方改革への具体的取組みは、「週休二日の推進に向けた適正な工期設定」を促すことから始められた。働き方改革実現会議（議長：安倍総理）で策定された「働き方改革実行計画」の決定（2017年3月28日）と同日、各地方整備局他宛の大臣官房技術調査課長通達が発出されている。続いて2017年8月には、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（翌年7月に第一次改訂、現在に至る）を定めた。このガイドラインは「公共・民間含め全ての建設工事」で適正な工期設定等が行われることを目的に、受注者、発注者の基本的な考え方を示す内容である。以上は上記「新・担い手3法」の成立以前の経緯になる。

2019年6月の法成立時、衆参両院の付帯決議に「長時間労働の是正や週休二日の確保が図られるような工期に関する基準を策定する」の文言が加えられた。そこで、国交省の中央建設業審議会では、同年9月に「工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ」を設置し6回の審議を経て、2020年7月に「工期に関する基準」を決定、実施勧告した。上記ガイドラインより踏み込んだ具体的な工期設定の方法等が示されるものとなった。これに基づき、「著しく短い工期による請負契約」を締結した場合、違反者には国交大臣等から建設業法による勧告・公表が実施され

ることになった。さらに公共工事の発注者には、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずるよう努力することが義務化された。(何れも本年10月から実施)

* * *

「適正な工期設定」と関係深い、公共工事の発注では、国直轄工事をはじめ、地方公共団体の工事でも週休二日対象工事の適用拡大が進む。特に国の直轄土木工事(右図)において、2020年度からは災害復旧工事を除き原則すべての工事が週休二日対象になった。

ここでいう週休二日とは、土日の現場閉所が基本的なものとなる。土日の現場閉所が困難な通年維持工事では2019年度より「交代制モデル工事」(技術者・技能者が交代で休日確保する)で対応しており、週休二日の確保状況に応じて労務費の補正等が行われている。このように週休二日確保のため、個人ベースでうまくシフトを組む方法もありえるのだが、重層構造の下で様々な業種が関わる工事現場において通常は難しい。だから建設業で週休二日定着のためには、土曜閉所の日数を徐々に増やすことが目先の具体的問題になる。

図の推移をみると、「対象工事」の拡大とともに「実施工事」も増えたが、その割合も徐々に大きくなったことが読み取れる。一方、民間が中心の建築工事では、まとまった調査報道がない。週休二日の適用・普及は本当にこれからというのが実態と思われる。

* * *

こうした一連の働き方改革の施策は次世代の担い手の確保が目的であり、技能労働者の処遇改善に結びつくことが必要だ。2012年度から続く公共工事設計労務単価の継続的な引き上げもその一部と言えよう。加えて、上記10月施行の改正建設業法では、企業単位での社会保険加入が建設業許可要件化される。施工体制台帳に作業員名簿の作成が義務化され、社会保険の加入等の状況を記載することが必要となった(施行規則第14条の2)。これに伴い10月に改訂したばかりの「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、技能労働者単位での社会保険の加入確認が元請企業の役割と責任となった。技能労働者の社会保険加入はいっそう進むだろう。そして、

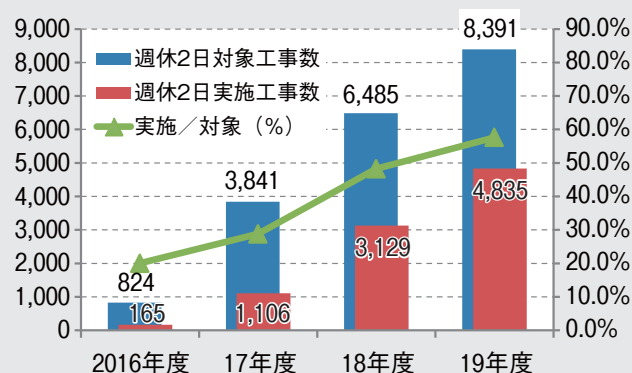


図 週休二日工事の件数推移(国交省の直轄土木工事)

(注) 国交省が各年度に発注した直轄土木工事(港湾空港含む)における週休二日対応の調べ。対象工事とは公告時、実施工事とは受注者の当初の意思表示に基づく数字。なお、直轄土木工事の総件数は不明(2020年度は全直轄工事が対象となった)。

その確認作業の大幅な省力化が期待できる建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用も進むことになりそうだ。9月初旬まで料金体系見直しでゆれた経緯はあったのだが。

普及を図るため、国直轄工事で「CCUS義務化モデル工事」が既に行われている。さらに2021年度からのCCUS完全実施に向け、対象工事が拡大予定となっている。一部地方公共団体の工事では総合評価等での加点措置が取られた。今後、民間発注者への要請も行われる予定がある。様々な努力を経て、2024年度からあらゆる工事でCCUSが完全実施される。同様に技能労働者の退職金積立を扱う建退共制度でも同じ2024年度にCCUSを活用した電子申請への完全移行の予定がある。(国交省CCUS官民施策パッケージ資料)

* * *

一連の規制措置に対する懸念は、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図した一人親方の形をとる偽装請負に、技能労働者が追い込まれることだ。この対応で国交省の「建設業の一人親方問題に関する検討会」が6月に発足し検討を始めた。ただ、こうした偽装一人親方は近い将来、その存在がなくなるだろうと言われる。2023年10月に予定される消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)による厳密な仕入税額控除の導入(不正交付の罰則あり)で、免税か無申告者が大半の一人親方はインボイスの交付者とはなり得ず、建設業の元下関係取引から一掃される可能性が高いからだ。